

一般社団法人 日本神経回路学会 定款

- 第1章 総 則
- 第2章 目的および事業
- 第3章 会 員
- 第4章 代議員および社員
- 第5章 総 会
- 第6章 役 員
- 第7章 理事会
- 第8章 財産および会計
- 第9章 定款の変更および解散
- 第10章 委員会
- 第11章 事務局
- 第12章 公 告
- 第13章 情報公開および個人情報の保護
- 第14章 その他
- 第15章 附 則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本神経回路学会（以下「本会」という）と称し、英文では Japanese Neural Network Society（略称 JNNS）と表示する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 本会は、理事会の決議により必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、神経回路に関する科学技術の研究および知識の交換を行い、もって、科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期大会、専門別研究会、講演会、討論会、見学会、講習会、委員会等の開催
- (2) 学会機関誌および学術図書の刊行

- (3) 国際神経回路学会(International Neural Network Society)および欧州神経回路学会(European Neural Network Society)との連携活動、およびアジア太平洋神経回路学会(Asia Pacific Neural Network Society)の一員としての活動
- (4) 国内外の関連諸学協会との連絡並びに協力活動
- (5) 本会の対象とする領域における研究の奨励および研究業績の表彰
- (6) 本会の対象とする領域における科学技術の調査研究
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の業務年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 神経回路に関する専門の学識を有する個人で、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し事業を後援するため入会した法人、団体または個人
- (4) 名誉会員 本会の対象とする領域において特別の功績があり、理事会の議決を経て推薦された個人
- (5) シニア会員 神経回路に関する専門の学識を有する満年齢 65 歳以上の個人で、入退会・会費および会員種別変更等に関する規程に示すシニア会員への変更条件を満たす個人

2 前項の会員のうち、正会員、名誉会員をもって主会員とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする個人は、理事会の定めるところにより入会申込書に入会金および会費を添えて申し込まなければならない。

2 前項の申し込みがあったときは、会長が会員資格の認定を行い、その結果をすみやかに本人に通知するとともに、次の理事会において承認を得なければならない。

3 入会および会員種別変更については「入退会・会費および会員種別変更等に関する規程」に定める。

(会費)

第8条 会員は、本会の事業活動に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、総会において別に定める規程に従って入会金および会費を前納しなければならない。

2 既納の入会金、会費はいかなる事由があってもこれを返還しない。

(退会)

第 9 条 会員で退会しようとする者は、会員番号、氏名、退会希望年月日を記載した退会届を電子メール等で学会事務局まで提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

2 退会したものが納付した会費はいかなる理由があっても返却しない。

(資格の喪失)

第 10 条 会員は次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 総社員の同意があったとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

(除名)

第 11 条 本会の会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。

(1) 本会の定款または規程、あるいは会員としての義務に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

(3) 第 8 条において別に定める所定の期間、会費の納入がなかったとき

(4) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(主会員の権利)

第 12 条 主会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

(5) 法人法第 51 条第 4 項および第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧権)

2 主会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

第4章 代議員および社員

(代議員および社員)

第 13 条 本会の法人法上の社員は、概ね主会員 10 人の中から 1 人の割合で選出される代議員とする(端数の取り扱いについては理事会で定める)。

(代議員の選任および任期)

第 14 条 代議員を選出するため、主会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会が定める。

- 2 代議員は、主会員の中から選ばれることを要する。主会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第 1 項の代議員選挙において、主会員は他の主会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 4 第 1 項の代議員選挙は、2年に1度9月から12月の期間内に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、定款又は「代議員選挙規程」に基づき、特定の代議員の任期につきその任期を短縮することを妨げない。また、再任については「代議員選挙規程」に定める。尚、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟の終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員選任および解任(法人法第 63 条および第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)について議決権を有しない。
- 5 代議員たる会員が、第 9 条、第 10 条、および第 11 条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。
- 6 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合は、次に掲げる事項もあわせて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠として選任するときはその旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は選任後最初に実施される第4項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の職務と権限)

第 15 条 代議員は、総会に出席し、議決権を有するものとする。

(代議員の解任)

第16条 代議員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 本会の定款またはその他の規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の解任すべき正当な事由があるとき

(代議員の報酬)

第17条 代議員は、無報酬とする。

第5章 総会

(総会の構成)

第18条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 3 第1項および第2項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の定足数)

第19条 総会の決議は、総代議員の過半数の代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が代議員であるときは議長の決するところによるが、この場合において、議長は代議員として決議に加わることはできない。議長が代議員でないときは、総会の議決に関与できない。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要を認め、招集を決議したとき
 - (2) 代議員の5分の1以上より、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求されたとき

(総会の招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、総会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知する。ただし、総会に出席しない代議員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知する。
- 3 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の運営)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(総会の権限)

第23条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 代議員の解任
 - (3) 理事および監事の選任または解任
 - (4) 本会に対する役員の損害賠償責任の全部または一部の免除
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散および残余財産の処分
 - (8) 理事会において総会に付議する事項
 - (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
- 2 第 19 条の規定にかかわらず、次の決議については、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。
- (1) 代議員の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 本会に対する役員の損害賠償責任の全部または一部の免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 第1項第3号の事項において理事又は監事を選任する議案に関しては、候補者ごとに決議しなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理および書面決議)

- 第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録によって表決し、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該代議員は、代理権を証明する書面または電磁的記録を提出しなければならない。
- 2 総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面またはその電磁的記録を所定の方法により提出しなければならない。
 - 3 第 1 項および 2 項の場合における第 19条(総会の定足数)の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第25条 理事または代議員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条に規定する同意の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

(役員を設置)

第27条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上 30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を財務会計理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び財務会計理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が指定した順序に従い、他の理事がその職務を代行する。

(理事および監事の選任)

第28条 理事および監事は、総会の決議によって選任および解任する。

- 2 会長、副会長および財務会計理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長が事故等によってその業務を遂行できなくなったとき、または欠けたとき、あらかじめ会長が指定した順序によって会務を代行する。

- 4 業務執行理事は、理事会を組織し本会則に定められたもののほか、本会の総会の権限であると認められた事項以外の事項を議決し、実行する。
- 5 会長、副会長および理事は、毎事業年度に4ヶ月をこえる間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本会の業務並びに財産および会計の状況を監査すること。
 - (3) 総会および理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 財産および会計の状況、または業務の執行について不正の事実が認められたときには、これを理事会および総会に報告すること。
 - (5) 前号の報告を行うために必要があるときには、理事会または総会を招集すること。
 - (6) その他、監事に認められた法令上の職務を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議に基づき、特定の理事につきその任期を短縮することを妨げない。また、再任については「役員選挙規程」に定める。
 - (2) 理事および監事に欠員が生じたときは理事会において候補者を決定し、総会の決議によって選任する。
 - (3) 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
 - (4) 会長、副会長および財務会計理事の任期は、理事としての任期と同一とする。再任はこれを認めない。
- 2 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会で定める。

(競業利益相反取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の人に対する損害賠償責任の一部免除または限定)

第34条 本会は、役員の人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件(善意でかつ重大な過失のないとき)に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(特任理事)

第35条 この法人の運営を円滑に行うため、特任理事10名以内を置くことができる。

- 2 特任理事は、会長の指名に基づき、理事会が選任する。
- 3 特任理事の任務は、会長の提案に基づき、理事会が決定する。
- 4 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- 5 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。
- 6 前各項の他、特任理事の任期・解任等に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問20名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、委嘱の都度会長が定めるものとする。
- 5 前各項の他、顧問の任期・解任等に関する事項は、理事会が制定する「顧問規程」の定めるところによる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

2 理事会は、本条第1項第1号から第3号に規定する業務に加え、その他本会の業務に必要な事項を決定する。

(種類および開催)

第39条 理事会は、定例理事会および臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事現在数の3分の1以上から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第101条第2項または第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない、または確認の電磁的記録を残さなければならない。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第8章 財産および会計

(財産の管理・運用)

第45条 本会の財産は、次のとおりとする。

- (1) この学会設立当初から継承した財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

2 本会の財産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

(1) 基本財産は、財産目録の基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入される財産で構成する。

(2) 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(3) 寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

3 本会の財産は会長と財務会計理事が管理する。

4 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金とする。

5 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむをえない理由があるときは理事会および総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

6 本会の事業遂行に要する費用は入会金、会費、事業に伴う収入および財産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

7 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

8 本会が資金の借入れをしようとするときは、本会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画および収支予算)

第46条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長と財務会計理事が編成し、理事会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第47条 本会の収支決算は、毎事業年度終了後に会長と財務会計理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会および総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事の名簿
 - (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、理事会において出席者の3分の2以上の議決を経、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会等

(委員会等)

第52条 本会の事業を円滑に運営するために必要あるときは、会長は理事会の議決を経て、必要な委員会等を設置することができる。

2 会長は理事会の議決を経て、前項の各委員会等の委員長、定期大会およびその他の諸委員会等開催のための長を委嘱できる。

3 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 本会に設置されている各種委員会委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第11章 事務局

(事務局)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長および所要の職員を置く。

3 職員のうち重要な職員(就業規則上の特別管理職)は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第12章 公告

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第55条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

第56条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報保護規程」による。

(備付け帳簿および書類)

第 57 条 本会は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また、法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳および負債台帳
 - (6) 第 46 条の書類(事業計画および予算)
 - (7) 第 47 条第 1 項の書類(事業報告および決算書類)
 - (8) 監査報告書
 - (9) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (11) 定款に定める機関のうち、理事会および総会の議事に関する書類
 - (12) その他法令で定める帳簿ならびに書類
- 2 前項の書類および帳簿の保存期間は法令の定めるところによる。
 - 3 前々項各号の帳簿および書類の閲覧については、法令の定めによる。

第14章 その他

(施行規程の制定)

第 58 条 本会の定款の施行規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。また、必要な諸規程は理事会の決議により会長がこれを定める。

第15章 附 則

(最初の事業年度)

第59条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(最初の代議員選挙)

第60条 本会の設立後最初の代議員選挙は、第14条第4項の規定にかかわらず、令和4年の9月から12月の期間内に実施する。

(会員の引継)

第61条 従来の任意団体である日本神経回路学会の会員は、法人成立までに反対の意思表示をしたものを除いて、第6条の規定にかかわらず各会員の種別に応じて法人成立日に本会の会員となるものとする。

2 前項の対象となる会員の会費は、従来の任意団体に納めた会費をもって充当することとする。

(権利・義務の承継)

第62条 従来の任意団体である日本神経回路学会に属する権利及び義務の一切は、本会が承継する。

(設立時の社員)

第63条 本会の設立時社員の住所および氏名は、次のとおりである。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

五味裕章

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

小澤誠一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

川脇沙織(田中沙織)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

銅谷賢治

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

河西文(竹村文)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

柴田智広

(設立時社員の任期)

第64条 本会の設立時社員の任期は、第14条第4項の規定にかかわらず、第60条の規程に基づき令和4年の9月から12月の期間内に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(設立時の役員)

第65条 本会の設立時の役員は、次のとおりである。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立時理事及び設立時代表理事(会長) 五味裕章

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立時理事 小澤誠一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立時理事 川脇沙織(田中沙織)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立時理事 銅谷賢治

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

設立時理事 河西文(竹村文)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

設立時理事 柴田智広

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

設立時監事 三輪祥太郎

(設立時役員の任期)

第66条 本会の設立時理事の任期は、第31条の規定にかかわらず、令和4年12月31日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(定款に定めのない事項)

第67条 本定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本神経回路学会を設立するため、設立時社員 五味裕章ほか5名 の定款作成代理人である司法書士 佐山健太郎 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 4年 8月31日

設立時社員 五味裕章

設立時社員 小澤誠一

設立時社員 川脇沙織(田中沙織)

設立時社員 銅谷賢治

設立時社員 河西文(竹村文)

設立時社員 柴田智広

上記社員の定款作成代理人

事務所 栃木県栃木市旭町19番16号

司法書士 佐山 健太郎